

岩手県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
北上脳神経外科クリニック	岩手郡岩手町大字五日市第11地割79番地65	平成23年5月31日
すこやか薬局	奥州市水沢区西町5番22号	平成23年6月30日
宮本医院	遠野市東館町8番7号	〃